

平成29年9月28日

各講座・学科目、各センター、  
各診療科及び病院各部（室）・センターの長 殿

副学長(教育・研究・情報) 高 井 章

ABS 学内セミナー及び意見交換会の開催について（通知）

標記セミナー等下記のとおり開催しますので、貴所属員(特に実務担当者)へ周知願います。  
本国の名古屋議定書の批准に伴い、海外の遺伝資源を入手し、利用する際には「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分 (ABS : Access and Benefit-Sharing)」の原則に従うことが国家指針として定められました。海外の遺伝資源の利用実績や、今後の利用可能性がある場合は、聴講のうえ適切に対応願います。

記

- ・日時 : 平成29年10月17日(火) 17:30~19:30 (予定)
- ・会場 : 講義実習棟2階 第5講義室
- ・講師 : 大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立遺伝学研究所  
ABS 学術対策チーム 鈴木 睦昭 知的財産室長
- ・内容 : ①ABS 学内セミナー (講演60分、質疑応答30分)  
『名古屋議定書関連の国際動向と学術分野での対応』  
②意見交換会 (希望者のみ: 30分程度、状況に応じて適宜延長予定)
- ・申込 : ②意見交換会については、希望者のみで行います。  
参加希望の場合は、部署ごとに別紙にまとめ、10月10日(火)までに下記担当へ提出願います。席数の都合上、申込が多数の場合は参加人数の調整をお願いすることがあります。  
※①セミナーのみ参加の場合は、事前申込は不要です。
- ・参考 : ABS 学術対策チームホームページ ([http://nig-chizai.sakura.ne.jp/abs\\_tft/](http://nig-chizai.sakura.ne.jp/abs_tft/))

以上

担当 : 研究支援課研究協力係 吉見、佐野  
電話 : 外線 0166-68-2187 内線 2241, 2187  
e-mail : rs-kk.g@asahikawa-med.ac.jp

別紙

提出期限：平成29年10月10日(火)

平成29年10月17日(火)ABS意見交換会  
参加申込書

\* Word 様式を下記 URL (研究支援課 TOP>お知らせ)に掲載しておりますので、ご利用ください。

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/shomu/kenkyus/index.html>

\* 参加希望者が多数の場合は、人数の調整をお願いすることがあります。

この場合、10月13日(金)までに連絡担当者様へ連絡いたします。

部署名 \_\_\_\_\_

連絡担当者名 \_\_\_\_\_ (内線: \_\_\_\_\_)

| 職名 | 氏名 |
|----|----|
|    |    |
|    |    |
|    |    |
|    |    |
|    |    |
|    |    |
|    |    |
|    |    |
|    |    |
|    |    |
|    |    |
|    |    |
|    |    |
|    |    |

担当：研究支援課研究協力係 吉見、佐野  
電話：外線 0166-68-2187 内線 2241, 2187  
e-mail：rs-kk.g@asahikawa-med.ac.jp

# 名古屋議定書締結!

## …研究者にも何か関係があるの?

海外からの生物サンプル(遺伝資源\*)の無断持出しは、あなたの研究の継続、推進に大きなリスクとなります。

\*生物多様性条約で、遺伝資源とは「遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他(ウイルスを含む)に由来する素材のうち価値があるもの」と定義されています。生体だけではなく、乾燥・凍結サンプル、またDNAなどの抽出物を含みます。

無断で  
持ち出すと  
最悪の場合

- 提供国で逮捕される
- 研究が差し止められる
- 研究費申請が受理されない
- 発表論文が承認されない

こんなことが  
起こるかも  
しれません!

## こんな場合には注意が必要です!

### 海外での生物 サンプルの採取

生物サンプル採取に対しては各国の法令があり、事前の許可が必要です。採取前に遺伝研ABS対策チームにご相談ください。



### 外国人留学生による 生物サンプルの持ち込み

留学生や訪問研究員が自国の生物サンプルを、自ら日本に持ち込み、研究を行う場合も生物多様性条約の対象となります。



### 海外の生物サンプルの 持ち込み

海外の生物はその国の財産です。生物サンプルを無断で国外に持ち出すと罪に問われる可能性があります。



### 海外の生物サンプルの 購入や受け取り

海外の共同研究者から生物サンプルを送付された場合や、日本国内で購入した外国由来の商品も、生物多様性条約の対象になる可能性があります。



海外生物サンプルの取得や研究には、生物多様性条約と名古屋議定書に基づくABS手続きが必要です。

ABS : Access and Benefit Sharing 遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分

遺伝研ABS学術対策チームまでご相談下さい。 ☎ 055-981-5831



URL <http://www.idenshigen.jp>



e-mail [abs@nig.ac.jp](mailto:abs@nig.ac.jp)

学内、研究所内の  
相談窓口は……

こちら

担当：研究支援課研究協力係  
Tel 0166-68-2187  
(内線 2241,2187)  
E-mail [rs-kk.g@asahikawa-med.ac.jp](mailto:rs-kk.g@asahikawa-med.ac.jp)

このスペースは大学、研究機関の窓口の提示にお使いください。



国立遺伝学研究所  
知的財産室  
ABS学術対策チーム



大学共同利用法人  
情報・システム研究機構  
国立遺伝学研究所

NBRP

ナショナル  
バイオリソース  
プロジェクト



国立研究開発法人  
日本医療研究開発機構